

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁長官殿
大村入国管理センター所長殿

大村入管センターでの被收容者の死亡事案の再発防止のための緊急要請書

2019年7月18日

大村入管センター被收容者との面会活動参加者有志
代表 柚之原寛史(長崎インターナショナル教会)
代表 紙崎 新一(カトリック浅子教会)
移住労働者と共に生きるネットワーク・九州
共同代表 井上幸雄(アジアに生きる会・ふくおか)
岩本光弘(外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州)
コース・マルセル(美野島司牧センター)
中島眞一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会)

(連絡窓口)

814-0002

福岡県福岡市早良区西新1-11-27 505

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州(事務局)

竹内正宣

電話092-834-5685

本年6月24日午後、貴センターの被收容者のひとりが、居住区内において倒れているところを職員に発見され、その後病院で死亡が確認される事案が発生しました。

この方の死は過去のことでありません。現在もなお、被收容者の中には命に危険が及ぶ恐れのある方が複数おられます。この方々を命の危険から救うとともに、今後死亡事案が起きないようにするために、私たちは共同して以下の要請をおこなうものです。

- 1, 現在もなお命に関わる状況にある被收容者に適切な処置をとってください。
自らの意志で摂食拒否、或いは意志によらず摂食できない被收容者
摂食拒否を止めた後の、突然の心停止の危険性のある被收容者
うつ病の罹患や精神の不安定により、自傷行為に及ぶ危険性のある被收容者
精神疾患を発症した被收容者
絶命にも至りかねない脳血管系の重篤な症状を発症する確率が高い高血圧症の被收容者
癌により命に危険がある被收容者
この数ヶ月内で突然気を失う等の症状を呈したのち、原因が究明されないままに置かれている被收容者等々
以上重複を考慮しても20人近い被收容者が命の危険に曝されていると思われまます。至急適切な医療処置をとってください。
- 2, 第三者委員会を設置し、直近の経過の情報を提供し、原因究明に協力し、その後再発防止策を具体的に提示し、実行してください。
当該事案の親族の「そっとして置いて欲しい」との心情に配慮しつつも、この方の死を無駄にしないためにも、法務省内部の身内による調査ではなく、医師、弁護士、学識関係者、人権活動家等の第三者により構成された委員会を設置してください。
貴庁は、この第三者委員会に、処遇記録、医療記録、常時録画されている記録等を全面的に公開し、検証活動に協力してください。
貴庁は、この第三者委員会による検証結果の報告を真摯に受け止め、再発防止を策定し、実行してください。
- 3, 長期收容を止め、仮放免を許可してください。重篤な罹患者には国民健康保険が使える在留特別許可を行ってください。

退去強制に服しない人に対する期限の定めのない恣意的拘束は人道上も許されません。「仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能になるまで収容を継続し送還に努める。」(法務省管警第43号平成30年2月28日 被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について(指示)添付物 仮放免運用方針 1仮放免の運用の原則 (2)仮放免を許可することが適当とは認められない者 より引用)との方針は、多くの被収容者に「死に至るくらいの病気でないと出られない」との絶望感を抱かせ、或いは逆に「死ぬくらいまで摂食拒否したら出られるかも知れない」との考えを抱かく被収容者もあり、死を覚悟した摂食拒否の継続に繋がるという思わぬ結果をもたらしております。この運用方針は直ちに撤回すべきです。

6ヶ月以上の長期収容者に仮放免を許可してください。

特に重篤な罹患者には、国民健康保険が使える在留特別許可を行ってください。

以上